

千葉県建設工事検査要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地方自治法第234条の2（契約の履行の確保）に定める検査のうち、知事が発注する建設工事の検査について、知事の命を受けた検査監が厳正かつ効率的な検査を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、下記に定めるところによる。

- (1) 組織規程 千葉県組織規程（昭和32年千葉県規則第68号）をいう。
- (2) 本 庁 組織規程第2章（本庁）に規定する部及び課をいう。
- (3) 出先機関 組織規程第3章（出先機関）に規定する出先機関をいう。
- (4) 主務部長 組織規程第2章第7条（部の名称）に規定する部長をいう。
- (5) 主務課長 組織規程第2章第8条（課等及びこれらに属する室等の設置）に規定する課長をいう。
- (6) 課 長 県土整備部技術管理課長をいう。
- (7) 所 属 長 組織規程第18条（出先機関の設置）に規定する出先機関の長をいう。
- (8) 建設工事 土木工事、建築工事及び設備工事をいう。
- (9) 検 査 監 組織規程第2章第17条（本庁の職制）第8項及び第3章第143条（出先機関の職制）第12項に規定する検査監をいう。

(事務の総括)

第3条 県土整備部長は、この要綱に定める検査に係る事務を総括する。

- 2 県土整備部長は、建設工事の検査に関し必要があると認められるときには、主務課長に対して報告又は意見を求めることができる。

(検 査)

第4条 検査監は、課長又は所属長が指定する検査及びこれに係る事務を行う。

- 2 課長は、前項の検査に関し検査監を指揮監督する。
- 3 検査の種類は、次のとおりとする。

完 成 検 査 建設工事が完成したときに行う検査をいう。ただし、不可抗力による損害のときは「完成（確認）検査」とする。

出 来 形 検 査 建設工事の既済部分について、部分払いを行う検査をいう。ただし、完成検査に先立って引き渡しを受けるときは「出来形（部分引渡し）検査」とし、契約解除をするときは「出来形（打切り清算）検査」とする。

中 間 検 査 指定工種を含む建設工事について施工途中に行う検査をいう。ただし、部分使用をするときは「中間（部分使用）検査」とする。

4 検査の区分は、次のとおりとする。

本庁の検査監	出先機関の検査監
出先機関の検査監が行う検査を除く検査。	1 件の請負代金額が5千万円未満の土木工事の検査。 「中間検査実施細目」に定める検査。 ただし、本庁執行に係る検査及び知事が特に必要と認める検査を除く。

(検査の通知等)

- 第5条 検査は、主務課長又は所属長が受注者から工事完成（出来形・中間）通知書（以下「通知書」という。）を受理した日から起算して14日以内に完了するものとする。
- 2 本庁の検査監が行う検査については、主務課長又は所属長が通知書を受理した日から5日以内に工事完成（出来形・中間）報告書（別記第1号様式）により課長に報告するものとする。
- 3 課長は、前項の報告があったときには当該検査を行う検査監を指定し、工事検査実施通知書（別記第2号様式）により主務課長又は所属長及び受注者に通知するものとする。
- 4 出先機関の検査監が行う検査については、所属長が当該検査を行う検査監を指定し、工事検査実施通知書により受注者に通知するものとする。

(検査の立会い)

- 第6条 検査には、主務課長若しくは所属長又はこれらの長が命ずる職員及び当該検査に係る建設工事の受注者等を立ち合わせるものとする。

(検査の方法)

- 第7条 検査は、「契約書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」（以下「契約図書」という。）千葉県建設工事適正化指導要綱、各種仕様書、千葉県建設工事検査基準及びその他関係図書と施工管理記録及び工事目的物を対比して、その合否を判定するものとする。
- 2 地下、水中、その他仕上げ内部面等外部からの検査が行い難い部分については、前項によるもののほか、監督職員の立会い及び段階確認の記録資料等により検査することができる。
- 3 完成検査、出来形検査及び中間検査を行う場合は、当該検査に必要な範囲内において、破壊若しくは分解又は試験等により検査することができる。

(復命)

- 第8条 検査監は検査を行ったときは、原則として検査日を含めて5日以内に工事検査調書（別記第3号様式）に下記関係書類を添付し、課長又は所属長に復命するものとする。
- (1) 工事成績評定表（別記第4号様式）
- (2) 手直しの場合は、手直し工事指示書（別記第5号様式）

(工事の手直し等)

第9条 課長は、本庁の検査監が行った検査により、出来形、品質等が契約図書及びその他関係図書と相違し、又は不完全と認められるときは、手直し工事指示書により補修又は改造を、主務課長又は所属長に指示するものとする。

2 主務課長又は所属長は、前項の指示を受けたときは、手直し工事指示書により直ちに受注者に補修又は改造を指示するものとする。

3 課長は、第1項の補修又は改造が極めて重大であると認められるときには、遅滞なく県土整備部長に報告し、県土整備部長は主務部長に通知するものとする。

4 出先機関の検査監が行う検査は、前3項の規定を準用する。

(準用)

第10条 手直し工事の検査は、第5条から第9条までの規定を準用する。

(認定通知等)

第11条 課長は、本庁の検査監が行う当該検査に係る建設工事の完成（出来形・中間）について認定するものとする。

2 課長は、前項の認定をしたときは、工事認定通知書（別記第6号様式）に工事検査調書及び工事成績評定表を添付し、主務課長又は所属長に通知するものとする。

3 課長は、第1項の認定をしたときは、工事検査結果通知書（別記第7号様式）により受注者に通知するものとする。

4 出先機関の検査監が行う検査は、第1項及び前項の規定を準用する。

(その他の検査)

第12条 地方自治法第180条の7の規定による補助執行に係る検査及び知事との協議が整い受託した検査については、この要綱を準用する。

(報告)

第13条 所属長は、その所管に係る検査のうち、1件の請負代金額が100万円を超える建設工事について、検査執行状況報告書（別記第8号様式）により各四半期ごとにとりまとめ、翌月10日までに課長に報告するものとする。

第14条 主務部長は、検査監の任免又は異動があったときには、遅滞なく検査監異動状況報告書（別記第9号様式）により県土整備部長に報告するものとする。

附 則 この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和52年5月10日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. 昭和59年10月1日以前に入札執行され、現に継続している工事については、工事検査基準のみ昭和51年4月1日に制定された千葉県建設工事検査要綱によるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。

(経過措置)

2. この要綱の施行の日以前に入札執行され、現に継続している工事については、改正前の要綱によるものとする。

3. 改正前の要綱の規定による別記様式に基づいて調整した用紙は、この要綱の施行以後においても、当分の間、所要の調製をして使用することができるものとする。

附 則 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この要綱の施行の際、現に継続している工事については、従前の検査区分による。

3. 従前の別記様式は、この要綱に規定する別記様式とみなし、平成8年3月31日まで使用することができる。

附 則 この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. 平成13年10月31日以前に入札執行され、現に継続している工事については、改正前の検査基準による。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

整理番号	
事業所管課	

第 号
年 月 日

県土整備部 技術管理課長 様

〇〇土木事務所長

工 事 完 成
出 来 形 間
中 間 報 告 書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

予 算 区 分	公共・県単・企業・その他		
[工事番号] 工 事 名			
[路線・河海]			
工 事 箇 所			
受注者	住 所		
	氏 名		
当初設計金額	円	契 約 年 月 日	年 月 日
請負代金額	円	工 期 自	年 月 日
既 支 払 額	円	工 期 至	年 月 日
完 成 金 額 出来形	円	完 成 出来形 中 間 年 月 日	年 月 日
今 回 支 払 額 (残 額)	円 ()	完成・出来形・中間 通知書受付年月日	年 月 日
備 考			

第 号
年 月 日

様

千葉県県土整備部技術管理課長
(公印省略)

工事検査実施通知書

このことについて下記のとおり完成（出来形・中間）検査を実施するので通知します。

記

検査実施年月日	年 月 日
検査監氏名	
〔工事番号〕 工事名	
〔路線・河海〕	
工事箇所	
受注者	
備考	

別記第3号様式

整理番号	
事業所管課	

年 月 日

検査監



年 月 日 設計図書（出来形調書）に基づき検査の結果、下記のとおり完成（出来形・中間）を認める。

記

〔工事番号〕				
工事名				
〔路線・河海〕				
工事箇所				
受注者	住所			
	氏名			
請負代金額	円	契約年月日	年 月 日	
既支払額	円	工期自	年 月 日	
完成出来形金額	円	工期至	年 月 日	
今回支払額 （残額）	円 ()	完成出来形 中間	年月日	年 月 日
備考				
	検査立会人 県側	受注者		

別記第4号様式

取扱注意

工 事 成 績 評 定 表		完 成 出来形 中 間		事業所管課 発注所属名		総括監督員 氏名		請 負 代 金 額 (最 終)		円																	
												検査年月日		年 月 日													
路線・河海		工事番号 工事名		工期		自 年 月 日 至 年 月 日		工 事 概 要																			
受 注 者		現場代理人		完成(出来形・中間)年月日																							
住 所・氏 名		主任技術者																									
		監理技術者																									
考 査 項 目		監督員					主任監督員					検査監(出来形・中間)					検査監(完成)										
氏名		氏名					氏名					氏名															
項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																					
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																					
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15														
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15														
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																					
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0	-	+5.0		+2.5		0	-5	-
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応																										
5. 創意工夫	I. 創意工夫		+7.0			0																					
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-	-														
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点										
評定点 (65±加減点合計)		① . 点					② . 点					③ . 点					④ . 点										
7. 評 定 点 計		点 ○出来形(中間)検査があった場合：(① 点×0.4 + ② 点×0.2 + ③ 点×0.2 + ④ 点×0.2) = 点 ※但し、③(出来形、中間)が2回以上の場合は平均値 ○出来形(中間)検査がなかった場合：(① 点×0.4 + ② 点×0.2 + ④ 点×0.4) = 点																									
8. 加重平均による評定点		点																									
9. 法令遵守等 ⑤		- 点																									
10. 評 定 点 合 計 ⑥		点 ○8.評定点計(点) - 9.法令遵守等(点) = 点																									
11. 総合評価項目不履行による減点		無し 有り 対象外																									
所 見		[監督員]					[主任監督員]					[検査監]															

注 1) 1~3の評定(65点±加減点合計) + 4、5、6の評定(加点合計) = 評定点
 各評定点(①~④)は小数点第1位まで記入する。 請負金額500万円以上の建設工事を対象とする。
 2) 出来形、中間検査があった場合 ①×0.4 + ②×0.2 + ③×0.2 + ④×0.2 = 評定点計
 出来形、中間検査がなかった場合 ①×0.4 + ②×0.2 + ④×0.4 = 評定点計
 3) 出来形、中間検査があわせて2回以上あった場合、考査点は出来形、中間検査を合わせた平均点で計算する。
 4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。(小数1位を四捨五入)
 5) 出来形、中間検査の場合、対象工事内容を「工事概要」欄に記入する。
 6) 出来形、中間検査完了後、認定通知書と共に評定表を所属に返還する。
 7) 出来形、中間検査時の考査・評定は検査監のみである。

第 号
年 月 日

〇〇土木事務所長 様

県土整備部 技術管理課長

手 直 し 工 事 指 示 書

年 月 日検査の結果、下記のとおり手直しを必要とするので措置
(補修又は改造) してください。

記

〔工事番号〕 工事名					
〔路線・河海〕					
工事箇所					
受注者	住所				
	氏名				
請負代金額					
手直し工事期限	年 月 日	県側 立会者		受注者側 立会者	
手直し工事指示 事項					
備 考					

第 号
年 月 日

〇〇土木事務所長 様

県土整備部 技術管理課長

工事認定通知書

このことについて、下記のとおり完成（出来形・中間）を認定する。

記

検査年月日	年 月 日			
検査監				
[工事番号] 工事名				
[路線・河海]				
工事箇所				
請負代金額	円	工事	契約年月日	年 月 日
			完成・出来形・中間 年 月 日	年 月 日
完成 出来形 金額	円	既 支 払 額		円
		今 回 支 払 額		円
受注者				

(注) 同封の検査結果通知書を受注者に送付してください。

第 号
年 月 日

様

千葉県県土整備部技術管理課長
(公印省略)

工事検査結果通知書

このことについて、下記のとおり完成（出来形・中間）を認めます。

記

検査年月日	年 月 日			
検査監				
[工事番号] 工事名				
[路線・河海]				
工事箇所				
請負代金額	円	工 事	契約年月日	年 月 日
			完成・出来形・中間 年 月 日	年 月 日
完成金額 出来形	円	既 支 払 額		円
		今 回 支 払 額		円
評 定 点	点	総合評価項目 不履行による減点		無し 有り 対象外
備 考				

(注) 同封の検査結果通知書を受注者に送付してください。

項目別評定点

評価項目	細別	評定点/満点	備考
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3点	
	II. 配置技術者	/ 4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0点	
	II. 工程管理	/ 8.1点	
	III. 安全対策	/ 8.8点	
	IV. 対外関係	/ 3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9点	
	II. 品質	/ 17.4点	
	III. 出来ばえ	/ 8.5点	
4. 工事特性	施工条件等への対応	/ 7.3点	
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	/ 5.7点	
6. 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	/ 5.2点	
7. 法令遵守等 (減点のみ)	工事事務等による減点		
	総合評価項目 不履行による減点		
評 定 点 合 計		/ 100点	

(注) 端数処理の関係で評価項目ごとの合計と評定点合計が一致しない場合がある。

